

子発 ※ 第 ※ 号
令和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

実施団体の代表者 殿

厚生労働省子ども家庭局長

令和2年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業の実施について

標記事業の実施については、別紙「令和2年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業実施要綱」により行うこととし、令和2年 ※ 月 ※ 日から適用することとしたので通知する。

令和2年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業実施要綱

第1 事業の目的

この事業は、里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親制度等」という。）並びに特別養子縁組制度及び養子縁組民間あっせん機関（以下「特別養子縁組制度等」という。）について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、里親制度等及び特別養子縁組制度等に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。

第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※※（以下「実施団体」という。）とする。

なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第3 事業の内容

実施団体は、里親制度等及び特別養子縁組制度等について、広く国民への普及啓発を図るため、効果的な広報戦略やメディア戦略に関する企画提案を行い、次の1及び2を実施すること。

また、事業実施後は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（以下「家庭福祉課」という。）に1及び2において実施した広報啓発活動の内容や効果等について報告すること。

- 1 里親制度等の広報啓発事業
- 2 特別養子縁組制度等の広報啓発事業

上記1及び2の実施については、それぞれ下記の①から④を必須とし、⑤も含め広報啓発の効果が最大限発揮されるよう、実施時期や実施範囲等を工夫しながら実施すること。

また、1については、特に里親月間である10月に集中的に実施すること。

なお、見積りを積算する際は、下記の①から⑤について計上すること。

① LINE を活用した広報啓発活動

里親制度等及び特別養子縁組制度等について、広く国民への広報啓発を図るため、国民の多くが利用しており、また、対象を限定して広報することが可能であるLINEを活用した広報啓発活動を実施すること。

(例)

- ・LINEの公式アカウントのメッセージ配信機能を活用したアウトリーチ型の広報啓発活動
- ・多くの国民の目に触れる効果的なLINE広告を活用した広報啓発活動 等

② インターネット広告を活用した広報啓発活動

里親制度等及び特別養子縁組制度等について、広く国民への広報啓発を図るため、インターネット広告を活用した広報啓発活動を実施すること。

③ 特設サイトの制作による広報啓発活動

里親制度等及び特別養子縁組制度等について、それぞれの特設サイトを制作し、上記①及び②などを媒体として、広く国民への広報啓発を図ること。

④ ポスター及びリーフレットの制作による広報啓発活動

里親制度等及び特別養子縁組制度等について、広く国民への広報啓発を図るため、ポスター及びリーフレットの制作による広報啓発活動を実施すること。

また、ポスター及びリーフレットのデザインデータについて、厚生労働省に提供すること。

⑤ その他効果的な広報啓発活動

里親制度等及び特別養子縁組制度等について、上記の①から④以外の効果的な広報啓発事業を実施すること。

(例)

- ・著名人を活用するなど、多くのメディアや国民が関心を寄せるイベントの開催
- ・新聞広告を活用した広報活動
- ・上記④を活用したポスター及びリーフレットの増刷・地方自治体や関係機関等への配布 等

第4 事業の実施方法

1. 事業実施計画の作成

実施団体は、第3に規定する事業を実施するに当たり、家庭福祉課と協議のうえ、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

2. 広報媒体の作成

実施団体は、広報媒体を作成する際には、そのデザインの一部として厚生労働省シンボルマークを使用するとともに、家庭福祉課と随時協議のうえ作成すること。また、家庭福祉課より作成にあたり協議を求められた際には、必ず応ずること。

なお、本事業は営利を目的とするものではないことから、実施団体は、自らの宣伝、広告等を目的として、作成した広報媒体に自らの名称を表記してはならないものとする。

第5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

第6 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

第7 その他特記事項

1. 委託の取扱い

- (1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。
- (2) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

2. 著作権の取扱い

厚生労働省及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、里親制度の広報啓発のため、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。

3. 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- (1) 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- (2) 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (3) 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被

害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。

- (4) 実施団体は、その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- (5) 上記を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。